（緊急銃猟を実施する者の要件）

第四条　法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（法第三十八条第二項に規定する麻酔銃猟（次項において単に「麻酔銃猟」という。）であるもの以外のものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三十四条の二第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　次に掲げる銃器（法第二条第七項に規定する銃器をいう。次号及び第三号において同じ。）を使用することにより緊急銃猟を実施しようとする者が、それぞれ次に定める狩猟免許（法第三十九条第一項に規定する狩猟免許をいう。）を受けた者であること。

イ　装薬銃　第一種銃猟免許

ロ　空気銃　第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許

二　過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。

三　過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣（次項において「危険鳥獣等」という。）の捕獲等（法第二条第八項に規定する捕獲等をいう。次項において同じ。）をした経験を有する者であること。

四　日出前又は日没後において、緊急銃猟を建物内以外の法第三十四条の二第一項に規定する住居等又はその付近において実施させるときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了した者であること。

2　法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（麻酔銃猟であるものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る同条第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻酔銃と同種の麻酔銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとする。

（緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続）

第五条　市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報しなければならない。

2　前項の場合において、当該場所に鉄道が敷設されているときは、同項の規定による通報前にその施設を管理する者に協議しなければならない。

3　法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限は、適当な場所にその旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示し、かつ、禁止し、又は制限すべき場所への通路に市町村の職員又は車両を配置し、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

4　市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限をしたときは、環境省令で定めるところにより、前項の規定により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

第一条中「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（危険鳥獣）

第一条　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第六項の政令で定める鳥獣は、*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）及び*Sus scrofa*（イノシシ）とする。

附　則

この政令は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日（令和七年九月一日）から施行する。

環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和七年七月十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百五十六号

ランピースキン病を家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類として指定する等の政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（家畜伝染病予防法第六十二条第一項の疾病の種類の指定等）

第一条　家畜伝染病予防法（以下「法」という。）第六十二条第一項の動物及び疾病の種類並びに地域を次のとおり指定する。

一　動物の種類　牛及び水牛

二　疾病の種類　ランピースキン病

三　地域　全国の区域

（家畜伝染病予防法の準用）

第二条　ランピースキン病については、法第五条（第三項を除く。）、第六条から第九条まで、第十一条から第十二条の二まで、第十三条、第十四条、第十七条、第十八条から第二十条まで、第二十一条（第五項を除く。）、第二十二条、第二十三条（第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条から第三十条まで、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条から第三十五条まで、第四章（第三十六条の二、第四十四条第二項及び第三項を除く。）、第四十七条、第四十八条、第五十二条の三から第五十四条まで、第五十六条、第五十七条、第五十八条（第二項を除く。）、第五十九条、第六十条、第六十条の三並びに第六十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八条の二第一項	政令で定める家畜	牛又は水牛
第十三条の見出し、第十七条の見出し及び第二十九条の見出し	患畜等	ランピースキン病患畜等
第十三条第一項	患畜又は疑似患畜	ランピースキン病にかかっている牛若しくは水牛（以下「ランピースキン病患畜」という。）又はランピースキン病にかかっている疑いがある牛若しくは水牛（以下「ランピースキン病疑似患畜」という。）
第十三条第三項、第十四条第一項及び第六十条の三	患畜又は疑似患畜	ランピースキン病患畜又はランピースキン病疑似患畜